

個人情報保護法ガイドラインの改正について



令和 4 年 7 月

改正内容

民間部門ガイドライン

○ デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正（※）等に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

対象：個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、（外国にある第三者への提供編）、（第三者提供時の確認・記録義務編）、（仮名加工情報・匿名加工情報編）及び（認定個人情報保護団体編）

（※）地方公共団体等に係るもの。なお、デジタル社会形成整備法第50条（国・独法等に係るもの）による法改正については、既に各ガイドラインに反映済み。

【改正事項の概要】

- （1）個人情報保護関係法令の改正に伴う条ズレ、条文引用箇所の修正等
- （2）個人情報保護法の改正により一部の民間規律の適用対象となる地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に関する記載を追加
- （3）個人情報保護関係法令の改正に伴う経過措置規定に関する記載を追加 等

公的部門ガイドライン

○ 他法令の改正等（※1）による新組織の発足に伴い、所要の規定の整備を行うもの。（※2）

対象：個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

（※1）福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第54号）及び子ども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）

（※2）デジタル社会形成整備法第51条（地方公共団体等に係るもの）による法改正については、既に反映済み。

【改正事項の概要】

- （1）個人情報保護法別表第1及び第2に掲げる法人として、福島国際研究教育機構に関する記載を追加
- （2）法の適用を受ける国の行政機関として子ども家庭庁を追加 等

今後の予定

○ 上記の各ガイドライン改正について、令和5年4月1日施行とする（デジタル社会形成整備法第51条の施行にかかわらない一部については告示日施行とする。）。

○ 行政手続法第39条第4項第8号（軽微な変更）に該当するため、意見公募手続は行わない。